

(別添)

委託業務仕様書

- 1 委託業務の名称 県営住宅消防設備点検業務委託（2工区）（以下「本業務」という。）
- 2 委託業務の場所 境港市渡町ほか
- 3 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和8年3月20日まで
- 4 委託業務の概要 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、県営住宅の消防用設備等の機能維持を図るため、定期点検（機器点検及び総合点検）を行う。また、使用期限切れの消火器及び動作不良の住戸用自動火災報知設備の機器収納箱を取り替える。
- 5 委託対象設備 別紙「消防設備一覧表」による
- 6 一般共通事項
 - (1) 諸法規の遵守
委託業務に適用される関連法令を遵守すること。
 - (2) 共通仕様書
本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（令和5年版）（以下「共通仕様書」という。）によること。
 - (3) 業務責任者
受注者は、本業務実施前に、次の資格を有する者を業務責任者として選任し、その氏名を業務責任者選任通知書（仕様書様式第1号）により発注者に通知すること。また、業務責任者を変更したときは、直ちに発注者に通知すること。
[消防法第17条の3の3に定める点検ができる資格]
 - (4) 業務従事者
委託業務のうち、共通仕様書で資格による作業規制のあるものについては、有資格者がその作業を行うこと。
 - (5) 工程表、作業計画書
受注者は本業務実施前に工程表及び作業計画書を2部作成し、施設管理担当者に提出し、その承諾を得た後業務を実施すること。なお、作業計画書は各住棟の管理人と協議の上、作業日程を決定するものとし、未点検住戸がでないよう調整すること。
 - (6) 委託料の支払
 - ア 受注者は、別記「支払計画表」に示す各回の業務完了後10日以内又は令和8年3月20日のいずれか早い日までに業務完了通知書（様式第2号）及び作業報告書を発注者に提出すること。
 - イ 発注者は、アの業務完了通知書及び作業報告書を受領した後、10日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに当該業務の検査を行う。
 - ウ 発注者は、イの検査を行った結果、合格と認めたときは、その旨を受注者に通知するとともに、その日から30日以内に当該業務に係る委託料を受注者に支払う。
 - エ 発注者が受注者に対して支払う金額は別記「支払計画書」による。ただし、本業務の契約期間中に契約金額の変更を伴う変更契約を締結した場合及び前金払をした場合は、第2回検査合格後の支払いで精算するものとする。
 - (7) 再委託の禁止

- ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- イ 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。
 - (ア) 再委託の契約金額が本業務に係る契約金額の50パーセントを超える場合
 - (イ) 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合

(8) 損害賠償

委託業務の遂行に伴って発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）に係る経費は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

(9) 秘密の保持

受注者及び従事者は、業務上知り得た発注者の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(10) 疑義

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じたときは、受注者と発注者とが協議して定める。

7 業務特記仕様

(1) 業務内容

ア 委託業務の内容は、消防法第17条の3の3に基づき点検及び保守等を委託するものであり、受注者は、消防用設備等(以下「設備」という。)の機能保全のため技術員を派遣し、保守点検（総合点検及び機器点検2回）を行う。

なお、本仕様書に示されていない事項であっても、設備の機能上必要と認められる軽微な保守点検は、受注者の負担において実施しなければならない。

イ 別紙「消防設備一覧表」に記載の、使用期限切れの消火器及び動作不良の住戸用自動火災報知設備の機器収納箱を新品のものに取り替え、取り替えた消火器は、リサイクルシールを貼り付けて適正に処分するものとする。

ウ 2回目の機器点検は、1回目の機器点検から概ね6か月の期間を空けて実施すること。

(2) 保守点検方法

ア 設備の点検は「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成14年6月11日付消防予第172号）に従い実施すること。

なお、住戸用自動火災報知設備のうち、住戸内の感知器等の点検は、外部試験器等による試験で異常がないか確認しなければならない。

イ 点検の日程は事前に施設管理担当者と協議して決定すること。

(3) 修理又は部品の取替

保守点検時に設備の不具合を発見した場合は、施設管理担当者に報告するとともに該当設備の有資格者により原因の特定を行なうこと。

なお、原因の特定が委託業務の範囲内では困難である場合には別途協議とする。原因の特定後は、委託業務の範囲内で復旧が可能であれば早急に現状復旧を行うこと。

(4) 報告書等

ア 点検が完了した場合、施設管理担当者に消防用設備等点検結果報告書（以下「点検結果

報告書」という。)を提出し、様式に定める押印を受けること。

イ 上記の報告書の様式は、平成 31 年消防庁告示第 5 号及び平成 31 年消防庁告示第 6 号に定める様式とする。

(5) その他

ア 各施設の消防設備等の内容、設置位置を自ら確認し適法に点検を行うこと。これに必要な施設の保管している資料(各種図面、関係届出書類)は、施設管理担当者が閲覧に供するので、受注者が確認すること。

イ 点検が完了した場合、点検結果報告書に基づき点検結果を説明するとともに、不良箇所があったときは、その詳細を点検結果報告書とは別に報告書(任意様式)を作成し、説明すること。

仕様書様式第 1 号

業務責任者選任通知書

鳥取県西部総合事務所長 荒田 すみ子 様

次のとおり業務責任者を選任しましたので通知します。

令和 年 月 日

受注者 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

業 務 名	県営住宅消防設備点検業務委託（2 工区）
履 行 場 所	境港市渡町ほか
履 行 期 間	契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 20 日まで
業 務 責 任 者	

仕様書様式第2号

業務完了通知書

鳥取県西部総合事務所長 荒田 すみ子 様

次の業務が完了しましたので通知します。

令和 年 月 日

受注者 住 所
 商号又は名称
 代 表 者 氏 名

業 務 名	県営住宅消防設備点検業務委託（2工区）
履 行 場 所	境港市渡町ほか
履 行 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月20日まで
委 託 料	金 円
業務完了年月日	令和 年 月 日

別 記

支払計画表

支払請求日	支払金額
第 1 回点検（総合点検及び機器点検）の 検査合格後	金 （契約後に記載）円 〔 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〕 金 （契約後に記載）円
第 2 回点検（機器点検）の検査合格後	金 （契約後に記載）円 〔 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〕 金 （契約後に記載）円

※契約金額に対する各回の支払金額については概ね次の割合とし、発注者と協議の上、決定する。

第 1 回点検（総合点検及び機器点検）の検査合格後： 1 ／ 2

第 2 回点検（機器点検）の検査合格後： 1 ／ 2